

熊本県公報

第 1 0 8 2 1号
平成 14年 4月 5日(金)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

告示		
指定居宅サービス事業所の指定	(高齢保健福祉課)	1
指定居宅介護支援事業所の廃止	(")	1
指定居宅サービス事業所の指定	(")	2
結核予防法による医療機関の指定	(健康増進課)	2
結核予防法による医療機関の辞退	(")	2
指定居宅サービス事業所の指定	(高齢保健福祉課)	3
特定計量器定期検査の実施	(商工政策課)	3
道路の区域変更	(道路維持課)	4
道路の供用開始	(")	5
"	(")	5
宇土郡市医師会付属准看護学校高等専修学校の指定取消し	(医務福祉課)	6
公告		
県営土地改良事業計画変更	(農村計画課)	6
県営土地改良事業計画	(")	6
土地改良事業施行の適否決定	(")	6
都市計画の図書の写しの縦覧	(都市計画課)	7
土地改良区役員の退任	(農村計画課)	7
土地改良区役員の就任	(")	7
土地改良区役員の退任及び就任	(")	7
土地改良事業施行の認可	(")	8
"	(")	8
肥料登録	(経営技術課)	8
県営土地改良事業計画変更	(農村計画課)	9
"	(")	9
"	(")	9
"	(")	10
"	(")	10
"	(")	10
"	(")	10
県営土地改良事業計画	(")	11
"	(")	11
換地計画の適否決定	(農地建設課)	11

告 示

熊本県告示第 328号
介護保険法(平成 9 年法律第 123号)第 41条第 1 項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。
平成 14年 4月 5日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【通所介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
デイサービスセンターヴィーヴル へいせい 熊本市田迎一丁目 7-9	有限会社 ヴィーヴル	平成 14年 3月 22日

熊本県告示第 329号
介護保険法(平成 9 年法律第 123号)第 82条の規定により指定居宅介護支援事業所の廃止の届出があった。

平成 14 年 4 月 5 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	廃止年月日
明治生命熊本介護コーナー 熊本市花畑町 10 番 32 号	株式会社 明治生命フィナン シユアランス研究所	平成 14 年 3 月 31 日

熊本県告示第 330 号

介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)第 41 条第 1 項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 14 年 4 月 5 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【訪問介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
J A 熊本市訪問介護センターほほ えみ愛 熊本市南熊本一丁目 7 番 26 号	熊本市農業協同組合	平成 14 年 3 月 27 日

熊本県告示第 331 号

結核予防法(昭和 26 年法律第 96 号)第 36 条第 1 項の規定により、医療機関を次のとおり指定した。

平成 14 年 4 月 5 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

指令番号	所在地	名称	開設者		指定年月日
			住所	氏名	
82	人吉市上青井町 170-1	医療法人蘇春堂人 吉中央温泉病院	人吉市上青井町 176 番地	医療法人蘇春堂	平成 14 年 3 月 25 日
83	上益城郡甲佐町大 字緑町字中野 275-20	桃崎整形外科	上益城郡甲佐町大 字緑町字中野 275-20	医療法人順和会	平成 14 年 3 月 25 日
84	天草郡大矢野町登 立 14145-4	中村歯科医院	天草郡大矢野町登 立 14145-4	中村 優子	平成 14 年 3 月 25 日
85	菊池郡合志町幾久 富 1866 番 343	播磨医院	熊本市清水町兎谷 558-17	播磨 暁美	平成 14 年 3 月 25 日
86	菊池郡合志町幾久 富下沖野 1866 番 356	双葉薬局合志店	熊本市島町 758 番地 7	株式会社 ディス ク	平成 14 年 3 月 25 日
87	菊池市大字大琳寺 241-18	有限会社愛薬局	菊池市大字大琳寺 241-18	有限会社愛薬局	平成 14 年 3 月 25 日
88	人吉市瓦屋町 1118 番地 1	医療法人是真会瓦 屋町歯科	人吉市西間上町 2578 番地の 1	医療法人是真会	平成 14 年 3 月 25 日
89	本渡市本渡町本戸 馬場 2984	天草ふれあいクリ ニック	熊本市神水一丁目 14-41	医療法人芳和会	平成 14 年 3 月 25 日
90	牛深市牛深町 3050 番地	牛深市民病院	牛深市牛深町 2286 番地 103	牛深市長 西村武 典	平成 14 年 3 月 25 日

熊本県告示第 332 号

結核予防法(昭和 26 年法律第 96 号)第 36 条第 4 項の規定により、次の医療機関は、次の指定を辞退した。

平成 14 年 4 月 5 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

所在地	名称	開設者	
		住所	氏名
上益城郡甲佐町大字緑町字 中野 275-20	桃崎整形外科	熊本市龍田二丁目 7番 15 号	桃崎 和彦
牛深市牛深町又 1128番地 1	牛深市民病院	牛深市牛深町 2286番地 103	牛深市長 西村武典

熊本県告示第 333号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 14 年 4 月 5 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【福祉用具貸与】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
グリーンコープ生協くまもと 福祉用具貸与事業所 菊池郡菊陽町津久礼 2972番地 33	グリーンコープ生活協同組合 くまもと	平成 14 年 3 月 28 日

熊本県告示第 334号

計量法(平成4年法律第51号)第19条第1項の規定により、上益城郡における特定計量器定期検査を次のとおり実施するので、同法第21条第2項の規定により告示する。

平成 14 年 4 月 5 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 集合検査

検査区域	検査日	検査受付時間	検査場所	対象となる特定計量器
益城町	平成 14 年 5 月 16 日	午前 10時から午後 3時まで	益城町公民館	非自動はかり(計量法施行令(平成5年政令第329号)第5条第1号又は第2号に掲げるものを除く。)分銅及びおもり
益城町	平成 14 年 5 月 17 日	午前 10時から午後 3時まで	益城町公民館	
御船町	平成 14 年 5 月 20 日	午前 10時から正午 まで	J A 上益城上野支所	
御船町	平成 14 年 5 月 20 日	午後 1時半から午後 3時まで	水越小学校	
御船町	平成 14 年 5 月 21 日	午前 10時から午後 3時まで	J A 上益城御船支所	
御船町	平成 14 年 5 月 22 日	午前 10時から午後 3時まで	御船町商工会館	
嘉島町	平成 14 年 5 月 23 日	午前 10時から午後 3時まで	嘉島町公民館	
甲佐町	平成 14 年 5 月 24 日	午前 10時から午後 3時まで	甲佐町中央公民館	
矢部町	平成 14 年 5 月 27 日	午前 10時から午後 3時まで	下矢部西部小学校、白糸第3小学校、J A 上益城名連川支所	
矢部町	平成 14 年 5 月 28 日	午前 10時から午前 11時半まで	J A 上益城御岳支所	
矢部町	平成 14 年 5 月 28 日	午後 1 時半から午 後 3時まで	J A 上益城中島支所	

矢部町	平成 14年 5月 29日	午前 10時から午後 3 時まで	矢部町中央公民館
清和村	平成 14年 5月 30日	午前 10時から正午ま で	J A 上 益城朝日支所
清和村	平成 14年 5月 30日	午後 1時半から午後 3 時まで	小峰活性化支援セン ター
清和村	平成 14年 5月 31日	午前 10時から午後 3 時まで	清和村民体育館

2 所在場所検査

実施期日	実施場所
平成 14年 5月 16日から 平成 14年 6月 16日まで	特定計量器検定検査規則（平成 5年通商産業省令第 70号）第 39条第 1 項第 1号から第 5号に定めるものにあつては、その計量器の所在場所

熊本県告示第 335号

道路法（昭和 27年法律第 180号）第 18条第 1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 14年 4月 5日から 60日間、熊本県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成 14年 4月 5日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び区域変更する区間等

道路の種類	路線名	区域変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要 地方 道	熊本高森線	熊本市上通町 同 所 12番地先から 14番地先まで	前	39.5 ~ 39.5	63.8	単交安
			後	36.0 ~ 36.0	63.8	
"	錦湯前線	球磨郡岡原村大字宮原字宮野 同 所 1062番 1地先から 同 字 同 番 地先まで	前	7.0 ~ 10.0	14.0	2 4 条 工 事
			後	7.0 ~ 8.0	14.0	
"	"	球磨郡岡原村大字宮原字宮野 同 所 570番 1地先から 同 字 同 番 地先まで	前	8.0 ~ 8.5	3.0	"
			後	8.0 ~ 8.0	3.0	
一般 県道	横野矢部線	上益城郡御船町大字下梅木字村ノ上 同 所 4434番 1地先から 同 字 4432番 1地先まで	前	4.7 ~ 10.0	31.4	単道改
			後	12.8 ~ 21.3	31.4	

2 区域変更する期日 平成 14年 4月 5日

熊本県告示第 336号

道路法（昭和 27年法律第 180号）第 18条第 2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 14年 4月 5日から 60日間、熊本県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成 14年 4月 5日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び供用開始する区間等

道路の種類	路線名	供用開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般国道	443号	上益城郡益城町大字平田字黒石崎 2305番1地先から 同所 字八ノ久保 2200番 地先まで	252.5	国道改
"	"	上益城郡益城町大字平田字黒石崎 2264番1地先から 同所 同字 484番2地先まで	210.0	"
一般県道	辛川鹿本線	菊池郡菊陽町大字原水字北沖野 5800番 26地先から 同所 同字 5800番 2 地先まで	470.0	緊道整
"	新山原水線	菊池郡菊陽町大字原水字上堀川 5116番 地先から 同所 同字 5134番 1地先まで	375.0	"

2 供用開始する期日 平成 14年 4月 5日

熊本県告示第 337号

道路法（昭和 27年法律第 180号）第 18条第 2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 14年 4月 5日から 60日間、熊本県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成 14年 4月 5日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び供用開始する区間等

道路の種類	路線名	供用開始する区間	延長 (メートル)	備考
主要地方道	本渡苓北線	本渡市本町大字本字萬所 3864番1地先から 同所 同字 3860番1地先まで	75.0	単交安
"	"	本渡市船之尾町 328番8地先から 同所 302番 地先まで	155.0	緊道整
一般県道	横野矢部線	上益城郡御船町大字下梅木字村ノ上 4434番1地先から 同所 同字 4432番1地先まで	39.5	単道改

一 般 県 道	横野矢部線	上益城郡御船町大字滝尾字堅津山	63.7	単 道 改
		同 所 同 字		
		3341番 1 地先から		
		3353番 2 地先まで		

2 供用開始する期日 平成 14年 4月 5日

熊本県告示第 338号

昭和 43年 4月 6日熊本県告示第 277号（保健師助産師看護師法第 22条第 2号に規定する准看護師養成所）のうち、社団法人宇土郡市医師会付属准看護学院の項を削除し、平成 14年 4月 1日から適用する。

平成 14年 4月 5日

熊本県知事 潮 谷 義 子

公 告

熊本県公告 256号

土地改良法（昭和 24年法律第 195号）第 87条の 3 第 1項の規定に基づき、県営小田代地区土地改良事業（農業用道路）の計画を変更したので、同条第 6項において準用する同法第 87条第 5項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画につき異議のあるものは、縦覧期間終了日 15日以内に申し立てられたい。

平成 14年 4月 5日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営小田代地区土地改良事業（農業用道路）変更計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成 14年 4月 8日から平成 14年 5月 8日まで
- 3 縦覧場所
水俣市役所

熊本県公告 257号

土地改良法（昭和 24年法律第 195号）第 87条第 1項の規定に基づき、県営舟底地区土地改良事業（農業用排水施設）計画を定めたので、同条第 5項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画につき異議があるものは、縦覧期間終了後 15日以内に申し立てられたい。

平成 14年 4月 5日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営舟底地区土地改良事業（農業用排水施設）計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成 14年 4月 8日から平成 14年 5月 8日まで
- 3 縦覧場所
植木町役場
玉東町役場

熊本県公告 258号

松島町長松尾万二郎から土地改良事業施行の協議があったので、審査し平成 14年 3月 27日付けで施行を適当と決定したから、土地改良法（昭和 24年法律第 195号）第 96条の 2 第 5項で準用する同法第 8条第 6項の規定により次のとおり関係書類を縦覧に供する。利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間終了後 15日以内に申し出られたい。

平成 14年 4月 5日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧期間
平成 14年 4月 8日から
平成 14年 5月 8日まで
- 2 縦覧場所 松島町役場
- 3 縦覧に供する書類の名称
松島地区（杵の河内工区）土地改良事業（区画整理）計画書の写し

熊本県公告 259号

都市計画法（昭和 43年法律第 100号）第 20条第 1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同条第 2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。
平成 14年 4月 5日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 都市計画の種類
牛深都市計画臨港地区牛深臨港地区
- 2 都市計画の図書の写しの縦覧場所
熊本県土木部都市計画課

熊本県公告 260号

八代市八代平野土地改良区連合の役員が次のとおり退任した旨届出があった。
平成 14年 4月 5日

熊本県知事 潮 谷 義 子

退 任

役職名	氏 名	住 所
理 事	沖 田 嘉 典	八代市中片町 183番地

熊本県公告 261号

菊池郡合志町合志町土地改良区の役員が次のとおり就任した旨届出があった。
平成 14年 4月 5日

熊本県知事 潮 谷 義 子

就 任

役職名	氏 名	住 所
理 事	坂 田 豊 房	菊池郡合志町大字福原 2269番地

熊本県公告 262号

菊池市菊池台地用水土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨届出があった。
平成 14年 4月 5日

熊本県知事 潮 谷 義 子

退 任

役職名	氏 名	住 所
理 事	東 征 哉	菊池市大字森北 1479番地
"	小 川 佐 助	菊池市大字稗方 754番地
"	前 田 奎 志	菊池郡七城町大字流川 217番地
"	安 武 俊 右	菊池郡旭志村大字伊萩 656番地
"	中 村 輝 雄	菊池郡旭志村大字麓 1500番地の 1
"	本 田 一 臣	菊池郡大津町大字杉水 302番地
"	青 木 定二郎	菊池郡合志町大字上庄 1235番地
"	原 田 彰	菊池郡合志町大字栄 3211番地
"	金 子 美 之	菊池郡泗水町大字住吉 3119番地
"	坂 本 貴美廣	菊池郡泗水町大字亀尾 3107番地
"	角 田 敏 和	菊池郡西合志町大字上生 888番地
"	山 本 敬 之	山鹿市大字蒲生 1480番地
"	木 村 健 二	鹿本郡菊鹿町大字松尾 710番地
"	平 田 義 光	鹿本郡鹿本町大字御宇田 2169番地
"	山 下 春 男	鹿本郡鹿央町大字合里 6089番地
"	飯 田 邦 雄	鹿本郡植木町大字清水 5022番地
"	福 村 三 男	菊池市大字隈府 473番地の 31
"	石 井 光 幸	菊池郡旭志村大字川辺 513番地の 3
"	杉 焼 義 文	鹿本郡鹿央町大字千田 1768番地
"	富 田 元 利	鹿本郡植木町大字宮原 103番地
監 事	島 多臣雄	菊池郡七城町大字亀尾 401番地の 1

監 事	前 田 博 文	鹿本郡鹿央町大字広 3982番地
"	都 田 強 二	鹿本郡鹿本町大字来民 1058番地の4

就 任

役職名	氏 名	住 所
理 事	山 下 武 男	菊池市大字下河原 4481番地
"	村 上 重 幸	菊池市大字稗方 959番地の3
"	田 代 正 男	菊池郡七城町大字高島 986番地
"	安 武 俊 右	菊池郡旭志村大字伊萩 656番地
"	中 村 輝 雄	菊池郡旭志村大字麓 1500番地の1
"	本 田 一 臣	菊池郡大津町大字杉水 302番地
"	大 鳥 誠 博	菊池郡合志町大字竹迫 1820番地
"	上 野 孝 次	菊池郡合志町大字栄 417番地
"	松 山 政 和	菊池郡泗水町大字永 2212番地
"	宮 本 健 吾	菊池郡泗水町大字吉富 2054番地
"	久 永 敏 郎	菊池郡西合志町大字野々島 1008番地の1
"	齋 藤 登	山鹿市大字方保田 1744番地の1
"	宮 本 久 敏	鹿本郡菊鹿町大字木野 3164番地
"	國 本 清 人	鹿本郡鹿本町大字御宇田 2118番地
"	前 田 博 文	鹿本郡鹿央町大字広 3982番地
"	飯 田 邦 雄	鹿本郡植木町大字清水 5022番地
"	福 村 三 男	菊池市大字隈府 473番地の31
"	石 井 光 幸	菊池郡旭志村大字川辺 513番地の3
"	杉 焼 義 文	鹿本郡鹿央町大字千田 1768番地
"	富 田 元 利	鹿本郡植木町大字宮原 103番地
監 事	隈 部 忠 宗	菊池郡七城町大字荒牧 442番地
"	前 田 義 博	鹿本郡鹿央町大字仁王堂 285番地
"	藤 井 鴻	菊池郡合志町大字福原 2427番地
"	都 田 強 二	鹿本郡鹿本町大字来民 1058番地の4

熊本県公告第 263号

山鹿市山鹿市土地改良区理事長河村修から平成 13年 12月 18日付けで申請のあった坂田地区土地改良事業（農業用道路）施行については、土地改良法（昭和 24年法律第 195号）第 48条第 9項で準用する同法第 10条第 1項の規定により、平成 14年 3月 27日付けで認可した。

平成 14年 4月 5日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県公告第 264号

山鹿市山鹿市土地改良区理事長河村修から平成 13年 12月 18日付けで申請のあった名塚地区土地改良事業（農業用道路）施行については、土地改良法（昭和 24年法律第 195号）第 48条第 9項で準用する同法第 10条第 1項の規定により、平成 14年 3月 27日付けで認可した。

平成 14年 4月 5日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県公告 265号

肥料取締法（昭和 25年法律第 127号）第 7条の規定に基づき、次の肥料を登録したので、同法第 16条第 1項の規定に基づき公告します。

平成 14年 4月 5日

熊本県知事 潮 谷 義 子

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者の氏名 または名称及び住所	登録した 年 月 日
熊本県肥第 1391号	炭酸カルシ ウム肥料	粒状苦土石 灰 10%	アルカリ分 : 55.0 可溶生苦土 : 10.0	普通肥料の公 定規格中炭酸 カルシウム肥 料の「その他 の制限事項」 のとおり	有限会社ヴィザック ス 熊本県玉名郡南関町 大字下坂下 4821-1	平成 14年 3月 28日

熊本県公告 266号

土地改良法（昭和 24年法律第 195号）第 87条の 3 第 1 項の規定に基づき、県営南小国西部地区土地改良事業（農業用道路）の計画を変更したので、同条第 6 項において準用する同法第 87条第 5 項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画につき異議のあるものは、縦覧期間終了後 15日以内に申し立てられたい。

平成 14年 4月 5日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 縦覧に供する書類の名称
県営南小国西部地区土地改良事業（農業用道路）変更計画書の写し
- 縦覧期間
平成 14年 4月 8日から平成 14年 5月 8日まで
- 縦覧場所
阿蘇町役場
南小国町役場

熊本県公告 267号

土地改良法（昭和 24年法律第 195号）第 87条の 3 第 1 項の規定に基づき、県営不知火中腹地区土地改良事業（農業用道路）の計画を変更したので、同条第 6 項において準用する同法第 87条第 5 項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画につき異議のあるものは、縦覧期間終了後 15日以内に申し立てられたい。

平成 14年 4月 5日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 縦覧に供する書類の名称
県営不知火中腹地区土地改良事業（農業用道路）変更計画書の写し
- 縦覧期間
平成 14年 4月 8日から平成 14年 5月 8日まで
- 縦覧場所
不知火町役場

熊本県公告 268号

土地改良法（昭和 24年法律第 195号）第 87条の 3 第 1 項の規定に基づき、県営宇土北部地区土地改良事業（農業用道路）の計画を変更したので、同条第 6 項において準用する同法第 87条第 5 項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画につき異議のあるものは、縦覧期間終了後 15日以内に申し立てられたい。

平成 14年 4月 5日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 縦覧に供する書類の名称
県営宇土北部地区土地改良事業（農業用道路）変更計画書の写し
- 縦覧期間
平成 14年 4月 8日から平成 14年 5月 8日まで
- 縦覧場所
宇土市役所

熊本県公告 269号

土地改良法（昭和 24年法律第 195号）第 87条の 3 第 1項の規定に基づき、県営蘇陽西部地区土地改良事業（農業用道路）の計画を変更したので、同条第 6項において準用する同法第 87条第 5項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画につき異議のあるものは、縦覧期間終了後 15日以内に申し立てられたい。

平成 14年 4月 5日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営蘇陽西部地区土地改良事業（農業用道路）変更計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成 14年 4月 8日から平成 14年 5月 8日まで
- 3 縦覧場所
蘇陽町役場

熊本県公告 270号

土地改良法（昭和 24年法律第 195号）第 87条の 3 第 1項の規定に基づき、県営郡浦地区土地改良事業（農業用道路）の計画を変更したので、同条第 6項において準用する同法第 87条第 5項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画につき異議のあるものは、縦覧期間終了後 15日以内に申し立てられたい。

平成 14年 4月 5日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営郡浦地区土地改良事業（農業用道路）変更計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成 14年 4月 8日から平成 14年 5月 8日まで
- 3 縦覧場所
三角町役場

熊本県公告 271号

土地改良法（昭和 24年法律第 195号）第 87条の 3 第 1項の規定に基づき、県営上島中央地区土地改良事業（農業用道路）の計画を変更したので、同条第 6項において準用する同法第 87条第 5項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画につき異議があるものは、縦覧期間終了後 15日以内に申し立てられたい。

平成 14年 4月 5日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営上島中央地区土地改良事業（農業用道路）変更計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成 14年 4月 8日から平成 14年 5月 8日まで
- 3 縦覧場所
本渡市役所
牛深市役所
大矢野町役場
松島町役場
有明町役場
姫戸町役場
龍ヶ岳町役場
御所浦町役場
倉岳町役場
栖本町役場
新和町役場
五和町役場
苓北町役場
天草町役場
河浦町役場

熊本県公告 272号

土地改良法（昭和 24年法律第 195号）第 87条の 3 第 1項の規定により、平成 11年 9月 20日確定した県営泗水久米地区土地改良事業（区画整理）の計画の一部を変更したい

ので、次の事項を記載した書類とともにこの旨公告する。

なお、この計画変更により新たに編入される地域内にある農用地の所有者でその農用地について耕作若しくは養畜の業務を営まないもの、又はその地域内にある農用地以外の土地を所有権以外の権原に基づいて使用収益しているもので、その農用地又は土地についてこの土地改良事業に参加しようとするものは、同法第 3 条の規定により平成 14 年 4 月 19 日までに泗水町農業委員会に申し出られたい。

平成 14 年 4 月 5 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 事業計画変更の概要
県営泗水久米地区土地改良事業（区画整理）計画変更概要書
- 2 公告場所
泗水町役場

熊本県公告 273号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 87 条第 1 項の規定に基づき、県営古川兵戸井手地区土地改良事業（農業用排水施設）計画を定めたので、同条第 5 項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画につき異議があるものは、縦覧期間終了後 15 日以内に申し立てられたい。

平成 14 年 4 月 5 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営古川兵戸井手地区土地改良事業（農業用排水施設）計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成 14 年 4 月 8 日から平成 14 年 5 月 8 日まで
- 3 縦覧場所
菊池市役所

熊本県公告 274号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 87 条第 1 項の規定に基づき、県営上益城中央（三竹・下寺中灰塚）地区土地改良事業（農用地の保全）計画を定めたので、同条第 5 項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画につき異議があるものは、縦覧期間終了後 15 日以内に申し立てられたい。

平成 14 年 4 月 5 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営上益城中央（三竹・下寺中灰塚）地区土地改良事業（農用地の保全）計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成 14 年 4 月 8 日から平成 14 年 5 月 8 日まで
- 3 縦覧場所
益城町役場

熊本県公告 275号

相良村長矢上雅義から四浦地区（大谷工区）の換地計画認可申請があったので、審査したところ、計画を適当と決定したから、次により関係書類を縦覧に供する。関係権利者で異議のある者は縦覧期間満了後 15 日以内に申し立てられたい。

平成 14 年 4 月 5 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧期間 平成 14 年 4 月 8 日から平成 14 年 5 月 8 日まで
- 2 縦覧の場所 相良村役場
- 3 縦覧に供する書類の名称
 - (1) 換地設計書
 - (2) 各筆換地明細書
 - (3) 清算金明細書
 - (4) 換地を定めない土地その他特別の定めをする土地の明細

